

新築された長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度のお知らせ

平成24年1月2日から平成25年1月1日までの間に認定長期優良住宅を新築した人は、申請により、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に変わり、右記の減額措置が適用されます。

【対象家屋】

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅であること。
- ・床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下であること。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

○認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の2分の1(60㎡に相当する税額)

【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年度分
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年度分

【申告方法】

1月31日(木)までに、①長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申請書②認定長期優良住宅である旨を証明する書類(認定通知書の写しなど)を添付して申請してください。

住宅用地の申告のお願い

平成24年1月2日から平成25年1月1日の間に、住宅用地としての土地の利用を変更した人、または新たに土地を住宅用地として利用している人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

※住宅用地とは、1月1日(賦課基準日)現在において、住宅として使用されている家屋の敷地の用に供されている一画の土地をいいます。新たに住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設中の土地は住宅用地とはされません。

【対象となる場合】

1. 住宅を新築・増築した場合(既に家屋調査が済んだものを除く)
2. 住宅を新たに取得した場合(既に家屋調査が済んだものを除く)
3. 住宅を取り壊した場合(既に減失登記が完了したものを除く)
4. 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合
5. 店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
6. 土地の利用を変えた場合(例：住宅の庭を賃貸駐車場にした など)

【申告方法】

1月31日(木)までに、固定資産税の住宅用地等申告書に必要事項を記入のうえ、申告してください。なお、別途関係書類を提出していただく場合もあります。

新築・増築、解体の届けはお済みですか

以下の場合、平成25年度固定資産税に係る調査が必要となります。税務課資産税係までご連絡ください。

- ①平成24年1月2日～平成25年1月1日の間に、建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を新築・増築した人
(家屋調査済みのものを除く)
- ②平成24年1月2日～平成25年1月1日の間に、建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を取り壊した人
(減失登記の手続き、または解体届出書の提出が済んだものを除く)

償却資産の申告をお願いします

平成25年1月1日現在で、市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には、12月中に書類を郵送していますので、期限内に申告をお願いします。

また、該当資産がない場合や前年から増加・減少がない場合は「増減なし」と記入し申告してください。※新規の方については、ご連絡いただければ書類を郵送します。

●申告期限 1月31日(木)

住宅用地継続申請について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族により、賦課基準日(1月1日)に住宅が建て替え中の土地については、申請により、1年度のみ継続して住宅用地の特例措置を受けることができます。

なお、住宅を解体した翌々年1月1日までに住宅が完成しなかった場合、または本申請と異なる建物であった場合は、翌年度以降固定資産税を追徴する場合があります。

詳しい内容や申請方法については、お問い合わせください。

● ● ● ● 申告・申請・問合せ先 税務課資産税係(④番窓口) ● ● ● ●

内線122(土地)、内線123(家屋・償却資産)※各種申請書は税務課資産税係(4番窓口)で配布しています。

市のホームページ(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)からもダウンロードできます

トップページ→お役立ちコーナー→申請書ダウンロード→税金→固定資産税の減額措置に関する申請書の順にクリックしてください。